

平成26年第1回大多喜町議会定例会

11月会議会議録

平成26年 11月26日 開会

平成26年 11月26日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会11月会議会議録目次

第 1 号 (11月26日)

| | |
|-----------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者 | 1 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 行政報告 | 3 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 12 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 21 |
| 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 23 |
| 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 24 |
| 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 26 |
| 散会の宣告 | 29 |
| 署名議員 | 31 |

第1回大多喜町議会定例会11月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会11月会議会議録

平成26年11月26日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 根本年生君 | 3番 | 吉野一男君 |
| 4番 | 麻生勇君 | 5番 | 野村賢一君 |
| 6番 | 江澤勝美君 | 7番 | 志関武良夫君 |
| 8番 | 渡邊泰宣君 | 9番 | 吉野僖一君 |
| 10番 | 山田久子君 | 11番 | 野中眞弓君 |
| 12番 | 小高芳一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

| | | | |
|-------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 飯島勝美君 | 副町長 | 鈴木朋美君 |
| 教育長 | 石井信代君 | 総務課長 | 加曾利英男君 |
| 企画財政課長 | 西郡栄一君 | 税務住民課長 | 市原和男君 |
| 健康福祉課長 | 永嶋耕一君 | 環境水道課長 | 川寄照恭君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 齋藤健二君 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 26 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 26 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 26 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 26 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 26 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第
2 号）

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんには11月会議に出席いただきまして、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日11月26日は休会の日ですが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。

これより11月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成26年第1回議会定例会11月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議会定例会11月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じますが、このうち11月23日に開催したもみじまつりは、天候にも恵まれやまびこセンター、会所分校、そして中野駅前の会場を中心に、本当に大勢の観光客においでいただきまして、本当ににぎわいました。また、大塚山周辺にも大変多くのハイカーが訪れ、関東地方で最も遅いと言われる養老溪谷の紅葉を満喫していただいたところでございます。

さて、先週の金曜日に衆議院が解散し、12月2日公示、14日投票という日程で総選挙が執行されることになりました。ただでさえ慌ただしい年末が一層せわしくなることになりましたが、ことしの残された期間はほぼ一月でございますので、この間計画された事業を着実に進めてまいりたいと思いますので、議員各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、人事院勧告に基づく職員給与の改定、防犯灯のLED化に伴う調査費、そして衆議院議員総選挙に係る経費に関して、補正予算を計上する必要が生じたことから開催させていただきましたので、十分ご審議いただき、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に諸般の報告であります。平成26年第1回議会定例会10月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承願います。

中でも10月28日、29日と議会視察研修に行ってきたところですが、視察先の長野県飯綱町議会の議会改革では、町民が求める議会像として、住民に開かれた議会、住民の声を行政に反映する努力をする議会、政策提言のできる議会を目指し取り組んでいる状況や、議員同士の討議を活発に行い、資質の向上に努めていること、さらに、議会に住民参加を求める政策サポーターとしての協働により政策提言をまとめ町長に提出するなど住民と一体となった議会改革を行っているなど、大きな成果を得られた視察となりました。本町議会においても参考にし、そして導入できる点もありますので、検討してまいりたいと考えます。

先日、東京において全国町村議長大会が開催され、寺島議長にお会いすることができましたのでお礼を申し上げます。

また、22日午後10時8分ごろ長野県北部で発生した震度6弱の地震についてであります。さきに視察でお伺いした飯綱町であります。震度5弱を記録したと報道されました。昨日、飯綱町議会事務局に電話で問い合わせたところ、心配かけて申しわけない。飯綱町では大きな被害は発生していないということでしたので、ご安心いただきたいと思います。

次に、10月21日に開催されました夷隅環境衛生組合議会定例会の関係につきましては、組合議員であります渡邊泰宣君から会議内容の報告をお願いいたします。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、夷隅環境衛生組合議会の報告をいたします。

去る10月21日午前10時に平成26年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が招集され、本町から小高議長と私の2名が出席しました。

執行部から付議された事件は、平成26年度夷隅環境衛生組合会計補正予算と、平成25年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定の2件でありましたが、可決認定されました。

平成26年度環境衛生組合補正予算、歳入といたしまして補正前が1,200万、補正額が33万、合計1,233万。総歳入が8億6,052万2,000円、補正額33万円、合計が8億6,085万2,000円。歳出ですが、総務費6,217万9,000円、補正額は2万6,000円、合計6,220万5,000円。清掃費7億9,696万3,000円、補正額30万4,000円、合計7億9,726万7,000円です。合計8億6,052万

2,000円、補正額33万円、合計が8億6,085万2,000円です。

続きまして継続費の補正なのですが、基幹的整備改良事業で、平成26年度の補正前の年割額が3,108万2,000円、補正後3,108万2,000円、平成27年度補正前年割額が8億4,479万1,000円、補正後7億6,945万8,000円、トータルで11億8,587万3,000円、補正後10億8,054万円。

それから、平成26年度環境衛生組合歳入歳出決算ですが、歳入決算が6億4,863万2,635円、歳出決算が5億9,519万2,555円、差し引き額が5,344万80円、翌年度繰越額が5,344万80円という内容でありました。

なお、詳細は皆様のお手元に配付の議案の写しのとおりです。

以上で環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、11月19日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の関係につきましては、連合議会の議員であります野中眞弓君から、会議内容の報告をお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） お手元に資料が3部ほど行っていると思いますので、簡単に報告させていただきます。

11月19日に千葉市のホテルオークラで開かれました第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会では、議案が4件、承認が1件、認定が1件ありました。

承認は監査委員の選出です。富里の鈴木氏が選ばれました。

議案については、後期高齢者医療連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、長期契約に関する条例の一部を改正する条例の制定でして、原案どおり可決されました。

認定は決算認定ですが、25年度の一般会計歳入歳出決算の認定と特別会計、医療費の会計です。特別会計の歳入歳出決算の認定で、ともに原案どおり認定されました。

26年度の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算も原案どおり可決されました。

詳しくはお手元の資料をごらんくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、10月27日及び11月25日に実施しました例月出納検査結果の報告がなされておりまして、お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 野村賢一君

6番 江澤勝美君

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第1号でございますが、1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案説明に入る前に、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院は平成26年8月7日に、国会及び内閣に対し公務員給与の改定を勧告しました。その内容は、民間の月例給の支給額が国家公務員の給与を上回っていることから、若年層に重点を置きながら給料表の引き上げを行うこと。また、特別給の支給割合が国家公務員の期末勤勉手当の支給月数を上回っていることから、国家公務員の期末勤勉手当の支給月数を引き上げることなどで、7年ぶりの引き上げということでございます。

細かな内容につきましては、月例給の民間との格差を是正するため、平均月額で1,090円、率にしまして平均0.27パーセントの引き上げや、勤勉手当支給率の0.15月分の引き上げ、勤勉手当の通勤距離に応じた引き上げなどがございます。なお、この改定は本年4月にさかのぼって適用することとしております。

千葉県の人事委員会におきましても10月10日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っており、その勧告を受けた県では関係する議案を県議会に提出することとしております。

職員の給与は、国、その他の地方公共団体の職員、また民間事業者の従業員の給与等を考

慮して定めなければならないということに定められておりますので、町におきましても国の人事院及び県の人事委員会の勧告に基づきまして、町の一般職の給与条例に関して改正案を提出するものでございます。

それでは、内容について説明させていただきたいと思っております。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

まず、第1条でございますが、第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中100分の67.5を100分の82.5に改め、同項第2号中100分の32.5を100分の37.5に改める。この改正は、本年12月に支給する再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の67.5から100の82.5に、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の32.5から100分の37.5に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、第23条の2第2項第2号ロ中4,100円を4,200円に改め、同号ハ中6,500円を7,100円に改め、同号ニ中8,900円を1万円に改め、同号ホ中1万1,300円を1万2,900円に改め、同号ヘ中1万3,700円を1万5,800円に改め、同号ト中1万6,100円を1万8,700円に改め、同号チ中1万8,500円を2万1,600円に改め、同号リ中2万900円を2万4,400円に改め、同号ヌ中2万1,800円を2万6,200円に改め、同号ル中2万2,700円を2万8,000円に改める。この改正は、通勤のために自動車などの交通の用具を使用している職員の通勤手当を、その距離に応じて100円から5,300円の幅で引き上げるものでございます。

次に、附則第7項中100分の1.0125を100分の1.2375に、100分の67.5を100分の82.5に改める。この改正は、勤勉手当の支給率の引き上げに伴いまして、55歳以上で職務の級が7級の職員、課長級でございますけれども、この職員の給料が現在減額されておりますので、これが減額されている間の勤勉手当の上限額を引き上げるものでございます。

次に、別表第1から別表第3までを次のように改める。この改正は、国や県の給料表に準じまして、職員の給料額を定めた給料表を改めるもので、若年層に重点を置いた引き上げとなっております。平均しますと改正率は、行政職1の職員の給料表で平均0.13パーセントの引き上げでございます。なお、主事補クラスの1級ですと0.86パーセント、7級の課長クラスですと0.17パーセントということで、若年層に重点を置いた改正となっております。なお、各給料表の説明は割愛させていただきたいと思っております。

次に第2条でございますが、17ページをお開きいただきたいと思います。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中100分の82.5を100分の75に改め、同項第2号中100分の37.5を100分の35に改める。この改正は、先ほどご説明したとおり、第1条で再任用以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の67.5から100分の82.5に100分の15引き上げましたが、第2条ではこの100分の82.5を100分の75ということで、100分の7.5逆に引き下げる改正でございます。

また、再任用職員については、第1条で100分の32.5を100分の37.5に、100分の5引き上げましたが、第2条ではこの100分の37.5を100分の35に、100分の2.5逆に引き下げるものでございます。

今回の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、改正の手法としまして、第1条と第2条ということでそれぞれ改正して、内容が少しわかりづらくなっておりますけれども、第1条の改正では、ことしの12月支給の勤勉手当に関しまして、再任用職員以外の職員を例にとりますと、昨年度と比較して年間100分の15支給割合が引き上げられます。第2条の改正では、第1条の改正で一旦引き上げました100分の15の支給割合を2等分して、第1条で改正する前、現行より100分の7.5支給割合を引き上げ、これを平成27年度以降の6月と12月の2回支給される勤勉手当に反映されるもので、6月と12月の2回の支給がありますので、これをあわせると第1条の改正と同じく、100分の15現在より支給割合が多くなるということで、年間を通じては第1条で改正した後と同じ支給割合になります。

再任用以外の職員の年間の勤勉手当の支給割合について改正内容をまとめてみますと、昨年度まで年間勤勉手当が100分の135であったものを、今年度から年間100分の150へということで、100分の15引き上げますけれども、今年度の6月分の勤勉手当はもう既に支給されておりますので、これの支給割合を引き上げることはしないで、暫定的にこの12月の支給割合を100分の15に引き上げました。来年度以降ですが、引き上げた100分の15を2等分して、6月と12月の支給割合に、それぞれ同じだけ振り分けます。それぞれ改正前に比べて、それをトータルしますと100分の15ふえるということで、この12月の支給割合は第1条の改正で100分の15に既に引き上げますので、このままですと100分の15が2回あるということで100分の30に引き上げとなってしまいますので、第2条の改正では一旦100分の82.5へ引き上げたものを100分の75ということで、逆に100分の7.5引き下げる、そういう改正になっております。

施行日が違うということで、第1条と第2条というふうに分かれておりますが、年間の勤勉手当の支給割合を100分の15ふやすということは、第1条と第2条、同じでございます。

次に、附則第4項中、当分の間を平成30年3月31日までの間に改める。この改正は、平成23年度から当分の間実施しております、55歳以上で職務の級が7級の職員に対する給与の減

額措置を、平成30年3月31日までとするものでございます。

次に、附則第7項中100分の1.2375を100分の1.125に、100分の82.5を100分の75に改める。この改正は、第1条の改正により勤勉手当の上限額を暫定的に引き上げましたので、今度は第2条の改正による支給割合の引き下げに伴って、55歳以上で職務の級が7級の職員、課長級の職員でございますが、この職員が、給料が減額されている間の勤勉手当の上限額を引き下げるものでございます。

次に附則としまして、第1項はこの条例の施行期日を定めたものでございます。第2項は、第1条の規定は一部を除いて平成26年4月1日から適用することを定めたものでございます。第3項から第5項までは、給料表の切りかえに伴う経過措置あるいは規則へ委任することなどを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 複雑ですけれども、何とかわかりました。

この改定による影響額というのは総額でどのくらいになるでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 影響額ですが、それぞれ級によって違いますので、例えば行政職1の職員、主事補クラスですが、給料にして年額約2万700円、ボーナスが入りますので給与にして6万3,500円。これが課長補佐から課長級、6級から7級にしますと、年額で給料が9,000円、ボーナスを加えますと9万2,300円と、概算でございますがそういう金額でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに。

総額もわかりますか。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この後、補正予算のほうでもご説明させていただきますけれども、給与の影響額が改定に伴う増減分ということで、233万6,000円の増額でございます。それと、制度改正に伴う増減分ということで、職員手当ですが686万5,000円。それと共済費のほうにつきましては、それに準じまして147万6,000円の増額となっております。これはいずれも一般会計の職員分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第2号でございますが、19ページをお開きいただきたいと思っております。

議案説明の前に、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例を改正しようとする理由でございますが、常勤の特別職の職員には、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合で期末手当を支給しておりますので、議案第1号と同じく人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員に準じ、常勤の特別職に支給される期末手当の支給割合を引き上げようとするものでございます。この改正によりまして、常勤の特別職の職員の期末手当の年間の支給割合は、現在の100分の395から100分の410へ、一般職の職員と同様に100分の15引き上げられることとなります。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

まず第1条でございますが、第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、100分の205を100分の220に改める。この改正は、本年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の205から100分の220へ100分の15引き上げるものでございます。

次に第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分の212.5に改める。この改正は、第1条の改正で100分の15引き上げた期末手当を、来年度以降は6月支給分と12月支給分に2等分し、第1条で改正する前と比べてそれぞれ100分の7.5ずつ引き上げるものでございます。6月支給分と12月支給分を合計しますと、年間の支給割合は100分の15引き上げられることになり、年間の支給割合は第1条で改正した後と同じ100分の410になります。

なお、本年12月の支給分については、第1条の改正で暫定的に100分の205から100分の220へ、100分の15既に引き上げてしまっていますので、第2条の改正では逆に100分の220から100分の212.5へ、100分の7.5引き下げることになりまして、これは一般職の職員と同様の手法でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第4、議案第3号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第3号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)の説明をさせていただきます。

初めに、提案内容についてご説明させていただきます。

今回の補正予算は、ただいま可決いただきました条例に伴う給与改定、人件費の増額、防犯灯のLED化事業及び衆議院議員選挙費について、補正予算に計上させていただきました。

それでは、本文の説明をさせていただきます。21ページのほうをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,470万6,000円とするものがございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることを定めるものがございます。

第2条は、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によることを定めるものがございます。

それでは、債務負担行為の補正からご説明させていただきますので、25ページのほうをお開きください。

第2表債務負担行為補正。表内の事項は、防犯灯LED照明導入費。期間は平成27年度から平成37年度まで。年割額は平成27年度が294万9,000円、平成28年度から平成36年度までの年割額が442万3,000円、平成37年度が147万5,000円、限度額は4,423万1,000円でございます。

この防犯灯LED照明導入費につきましては、今年度防犯灯の調査事務を行い、来年度LED化の工事を実施し、その工事費について債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。これは、軽減される光熱費等を財源に、環境施策の展開に資することや、初期導入費を抑制し経費の平準化を図ることなどから、リースによる導入が補助要件となっておりますので、債務負担行為として補正させていただくものでございます。

次に、事項別明細書の2歳入の説明をさせていただきますので、28ページ、29ページのほうをお開きください。

2、歳入の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金789万4,000円の増額補正は、防犯灯LED化事業実施に伴う町内の防犯灯の調査事業に係る補助金でございます。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金644万1,000円の増額補正は、衆議院議員選挙の委託金でございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,027万2,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てさせていただくものでございます。

次に、歳出予算につきましては、先に給与費明細書により給与改定等の補正額についてご説明させていただきますので、40ページ、41ページのほうをお開きください。

給与費明細書1、特別職の表中、区分欄の比較でご説明させていただきます。

長等の項、期末手当の17万8,000円及び共済費3万1,000円の増額は、給与改定に伴うものでございます。その他の特別職の項の増額につきましては、衆議院議員選挙時の選挙管理委員及び投票管理者等の報酬65人分の66万7,000円でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号総括の表は、給与改定に係るものと9月会議で補正させていただいた後に、職員の退職及び各種手当の過不足額を見込み計上させていただきました。比較の項の職員数は1名減。給料は118万8,000円の増額、職員手当は977万4,000円の増額で、計1,096万2,000円の増額。共済費は147万6,000円の増額で、合計額は1,243万8,000円の増額でございます。

次に、2号給料及び職員手当の増減額の明細の表をごらんください。

給料は118万8,000円の増額で、増減事由別内訳は、給与改定に伴う増減分233万6,000円の増額と、その他の増減分114万8,000円の減額は、退職者に伴う減額でございます。

次の職員手当は977万4,000円の増額で、増減事由別内訳は、制度改正に伴う増減分686万5,000円は給与改定に伴う増額で、その他の増減分290万9,000円につきましては、衆議院議

員選挙に伴う増額が367万6,000円と、職員の退職や各種手当の過不足額を見込み76万7,000円の減額を含んでおります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。30ページ、31ページをお開きください。

給与改定等に係る人件費の補正につきましては、ご説明を割愛させていただきたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目8諸費789万5,000円の増額補正は、防犯灯LED化事業に係る町内の防犯灯の調査事業に係る委託料でございます。

次のページをお開きください。

項4選挙費、目4衆議院議員選挙費711万8,000円の増額補正は、衆議院議員選挙に係る報酬を初め、公営ポスター掲示板61枚の作製業務委託料や、町内60カ所に設置し撤去する委託料、期日前投票所、町内7カ所の投票所及び開票所に係る執行経費を見込み計上させていただきました。

次に特別会計への繰出金ですが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目5介護保険事業費では、給与改定に係る人件費の増額分をそれぞれの特別会計へ繰り出ししております。

その他の補正につきましては人件費の補正になりますので、以上で一般会計補正予算（第9号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 防犯灯のLED化の事業に関して質問します。

この事業の調査業務、あと工事の業務の範囲とかやり方、補助率、あとこれから業者選定にもかかってくると思いますけれども、公募による業者選定と聞いています。工程表とか事業の内容をもう少し細かく説明していただければと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、質問が幾つかございましたが、事業の概要の中でそういうことを触れていきたいと思っておりますので、また答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。この件につきましては、今年度当初に防犯灯のLEDに関する国の補助事業がありまして、これに応募するつもりでございましたが、なかなかその情報が伝わってきませんで、当初の事業は応募することができませんでした。その後、追加の募集がありま

したので、電気料の削減ですとか二酸化炭素の排出量の抑制、そういうものを図るためにこれに応募して採択を受けることができました。

この前段につきましては、防犯灯をLEDにしてはどうかというような提案型の一般質問がございまして、これについて高度な補助制度があれば導入したいというようなことを昨年の12月の会議でお答えしておりますので、それを含めて検討した結果、幸い採択を受けることができたということで実施するものです。

この事業ですが、2つに分かれておりまして、現在設置してある防犯灯をLED化するに当たって、その前段となる調査をするための事業、実際に防犯灯をLEDに交換するための事業の2種類に分かれております。今回、歳入歳出予算の補正で計上させていただいたのは、防犯灯をLED化するに当たって、その前の段階の調査事業ということで、これは100パーセント国庫補助を受けることができます。

調査事業の内容ですが、現在各区で設置している防犯灯が約1,180あるのではないかとというふうに補助金関係の、これは今まで出しておりますので、そういうふうに推測しておりますが、そのほか町で設置して町で管理している防犯灯というのが86基ございますので、これを設置してある電柱の番号ですとか東京電力との契約内容、そしてそれを地図上に落として台帳を作成しデータ化する。それと、現在の蛍光灯をLEDに交換した場合、どれだけの電気料の削減効果ですとか二酸化炭素の削減効果があるか、そういうのを試算して、事業計画を実際に作成していってもらおうと、そういうようなものが調査事業でございます。

あと、設置の事業ですが、設置の事業は調査事業と一緒に国の採択を受けるとというのが補助の要件になっておりますので、今回導入するに当たりまして、後年度負担が伴いますので、債務負担補正も一緒にさせていただいたというようなこととなりますが、導入事業に関しましては、これはリース方式というのが国の要件になっております。今後、設置してある防犯灯をLEDに交換を事業者がいたしまして、これを町が10年リースで借り受けるというような事業になります。

リースということですので、期間中に故障ですとかふぐあいがあった場合は、事業者がもちろん負担でそれを修繕しますので、この間町としましては、先ほど上限額を説明させていただきましたが、債務負担のそれぞれの年額と、あと電気料、これは町の負担になります。また、現在地元負担をしていただいております電気料、また修繕料は、町が借りるということですので、この際負担はなくしたいというふうに考えております。

あと、設置の事業に関しましては、これは事業者が補助金を受けることができますので、

町ではございませんが、事業者がLEDの取り付けの工事費用の3分の1につきまして、事業者が国から補助を受けられます。ですから、そのリース分から補助を受けた分を一般的には差し引いて提案するというふうに考えておりますが、これからの予定も質問にあったと思いますが、これを議決いただきますと、この後、業者に公募して、事業者から申請を、公募に対する提案をしていただく。いわゆるプロポーザルの方式で事業者を選定したいと思いますが、できますれば12月中に事業者を選定して、契約は来年になるかと思いますが、その契約が終わりますと、3月中に調査事業を完了したいというふうに考えております。

また、新年度予算を可決していただければというようなことが条件になりますが、4月からLEDへの交換工事を開始しまして、7月いっぱいまで工事を終えて、8月1日からリースを開始できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 聞き逃したところもあってよくわからないんですけども、大まかな確認をいたします。

今回の事業は、今ある防犯灯の実態調査ということだというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

この調査で実態がわかったら公募をかけると言ったのは、調査に対して公募なんですか。それとも設置する業者を公募なんですか。そこがちょっとよくわかりませんでした。

物の設置については業者がやると。業者に対しては補助金が国から3分の1出て、3分の2は業者負担で、そのお金は町のリース料のほうから充填されるだろうということよろしいでしょうか。それで電気料は町が負担すると。

そのリース料と債務負担行為との関係はどうなんですか。というのは、先ほど説明を聞いたときには、リース料は工事費だというふうに聞いたような気がするんです。そうするとリース料はどうなっていくのかなという疑問が、今の段階であります。お願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） もし答弁漏れがありましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、調査事業は今ある防犯灯、設置してある防犯灯を調査します。それで、多分20ワットから40ワットというような契約になっていると思いますので、それをLEDにしますと同じ、同等の明るさで10ワットの契約になりますので、そういう契約を調べて、それによっても電

気料がかなり引き下げられるというふうに考えております。今ある防犯灯の調査ということ
です。

それと、公募ということで、調査かということなんですが、説明で漏らしてしまったかと思
いますが、プロポーザルは調査と取りつけ、リースするための防犯灯を取りつける、業者
さんにすれば工事。それとリースがありますので、いわゆる3つの業者が絡んでくるんじ
ゃないかと思いますが、そういう形で調査、設置、それをリースというふうなことで、事業
体をできれば組んでいただいて、それでプロポーザルに応募していただくというようなこ
とになりますので、提案していただくのは調査だけではございません。設置、リースまで含む
というようなことです。

あと、債務負担との関係ですが、これはうちのほうとしましてはリース料ですね。です
から、工事請負費のほうじゃなくて、歳出項目ですと使用料、賃借料、そういうもので組む
というようなことにしたいと思いますが、債務負担は、その上限額を定めたものというよう
なことでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） リース料というのは、工事費ともかかっていると思うので、調査
などが終わらなければ出てこないんじゃないかと思うんですけども、これを早々に、実態
がきちんとまだ把握できていない段階でリース料を設定していってしまう。上限というよ
うなことをおっしゃっていましたが、過去のほとんどの債務負担行為で、ここに出さ
れてきた額でほとんど決まっているみたいな、債務負担行為で出されてきた額に、非常
に近い額で落ちついているような気がするんですね。そうすると、上限といってもこの
価格になるのではないかという思いがあります。調査が、実態がわかっていないのに組
んでもいいの
だろうかと思うんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。

それからもう一つ、今回の国の補助事業の追加募集でと、今おっしゃいましたが、
CO₂を削減するという、この低炭素何とか事業というのは、このLED関係のほかに補助
対象事業というのはありませんか。というのも、私は電力だけがCO₂を減らすことでは
ないと思っているんです。一般質問でもやりましたけれども、バイオマス、特に農山村地
域では、バイオマスエネルギーをどうやって地域の産業活性化と結びつけて導入する
かというのは大きな課題だと、しかも取り組むべき課題だと思っているので、もしも
この低炭素云々という国の事業が目指している対象というのは、どういうのがあるの
か説明していただきたい

と思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、最初の質問で、調査が終わらないうちに債務負担の限度額を定めるということですが、先ほど説明しましたが、今回は調査と、それにあわせてプランを提出していただきます。ですから、これは10年の将来の負担が伴いますので、債務負担をすることが必要です。

それで、その額ですが、期間と額と項目を債務負担で定めるようになっておりますけれども、その金額は周辺、既にこういう事業をやっているところもかなりありますので、近隣でもございます。そういうところを調査させていただいて資料をいただき、また関係します資料をいろいろ取り寄せまして、町でそれなりの積算をした金額でございますので、この金額はある程度近い金額だと思いますが、これから公募をかけますので、それで何社来ていただけるかわかりませんが、その金額も公募したときの要素とします。ただそれが、金額が多い、少ないで決めますとまたいろいろなことがあると困りますので、一応の金額も目安にはいたしますが、その他のポイント、例えば地元の事業者を使っただけとか、どういう器具で、例えば耐用年数はどうだとか、そういうものも重要なポイントとしたいと思いますので、金額のほうはそういうことで上限を抑えているというようなことで、ある程度適正な金額だと思いますが、ただ、先ほど申し上げましたように補助を受けられますので、もう少し減ってくる可能性もかなり高いのではないかなというふうに考えております。

それと、ほかに、低炭素関係ということですが、今回補助を受けましたところといいますか窓口になっておりますのは、一般社団法人の低炭素社会創出促進協議会ということで、国の外郭団体で、環境省の委託を受けて実施しているわけですが、この防犯灯関係の事業といいますと、例えばこの協会がやっているところは、非常用電源のディーゼルからガスへの切りかえですとか、地熱利用のヒートポンプの導入、トラックから鉄道貨物への転換の補助とか、ホームページを見ますと、そういう事業をやっているところですよ。

この協会の目指しているところは、今地球温暖化ということで、CO₂削減というような、これは本当に世界規模の問題になっておりますので、そういうものに資するというようなことで事業を行っているというようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 債務負担行為といえば小水力の問題もありました。最近で国からの補助金といえば、暗渠排水の件で2度も工事費が上がりました。それで、この件はこれで確定ということでよろしいですか。また事業費が上がるとか、そういうもろもろの心配はないということでもよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 債務負担の補正は可能だと思いますけれども、今回については先ほど申し上げましたが補助も受けられますので、これを上回ることはないというふうを考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） しつこいようですけれども、絶対大丈夫ですか。

暗渠排水の例を出して申しわけないんですけれども、2回も業者から値上げして、受益者負担ですよ、値上がった分は。今回も、大丈夫だと言いますけれども、事業がいろいろ、今世の中がこういう時期で上がった場合、これは町で当然負担しなきゃいけないと思うんですよ。それはもう総務課長自信満々に言っていますが、それで受けてよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 総務課長が先ほど答えましたように、近隣の既に実施しているところ、そういったところを調査しまして、大体その辺で落ちつくだろうという数字でございます。そういうことで、課長もかなりその辺は自信を持って出した数字だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 近隣の状況を調査してということでしたけれども、今LED関係というのは、技術革新とそれから価格の引き下げというのは多分ずっと来ていると思うんですね。だから、近隣が設置したときと大多喜がやろうというときにはもう差があると思うので、その辺のことも考慮に入れているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これはある程度相場ということになるかと思いますが、事業者にもいろいろ確認しますと、ここである程度LEDに関しては下げどまりの傾向ですというようなことです。ですから、価格はある程度安定してきているというようなことで、あと今一番安い電気はLEDですので、いつかはLEDに、これは全てとは言いませんが、ほ

とんど切りかわるということ。逆に蛍光灯はもう少数派にいずれなるでしょうということで、いつかはLEDにしなければならないというようなことで、今回の事業ですと、千何百基を1年間といいますか一気に交換できると。そしてまた初期導入の費用を平均的に抑えられるということで、初期導入経費は抑えられるというようなことでメリットがあるかと思えます。

LEDの器具につきましては、現在下げどまりだというようなことは聞いております。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） すばらしい事業形態なんですが、肝心かなめの町民、各区に対して、この事業の進め方、スケジュールについて大まかでいいですから、今説明を受けましたけれども、どのようにこれを進めていくかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 予算の議決が、議決前にいろいろ説明できませんので、区長さんには話してありませんが、ただ、東京電力から情報を得るために、現在区のものに対して、町に情報は東京電力からいただけませんので、区長さんから町に対して東京電力に町のほうに情報を出すようにというようなことで、既に区長さんから同意はいただいております。

今後は、ですから議決されれば、現在の所有はそれぞれ区のものですから、それを町のほうに所有権を移転していただかなければいけませんので、それは当然区長さんに話をしてそういう手続をとりますので、区長さんに話をしないでやるというようなことはできませんので、区長さんのほうにいろいろお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今年度たしか君津市と南房総市で、同じように公募を受けてもう工事も完了しているのかなと思いますけれども、先ほど説明がありました、できるだけメンテナンスとか工事の電気は地元の業者を使うというご説明がありましたけれども、君津市とか南房総市も地元の業者を使って工事等をやっていると伺っております。そのような形に大多喜町もなると考えてよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは、国の公募要項の中で、新たに作業員等を雇用する場合は地元配慮するというような国の公募要項になっておりますので、うちでも今から公募をかけるわけですが、そういう公募の要項の中にそういうものを加えて、できるだけ地元の方

が仕事ができるように、これは元請で地元が入るといふようなことは、これは調査、リース、設置と3つになりますのでちょっと困難かと思いますが、実際の工事に関してはできるだけ地元の方を雇用していただけるようなことでプロポーザルをかけたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第4号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました議案第4号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、給与改定に伴います人件費及び一般会計からの職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。51ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,141万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

54、55ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明いたします。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の補正額、26万6,000円の増額でございますが、給与改定に伴う増額となります分、人件費相当と同額を補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費補正額、26万6,000円の増額ですが、給与改定によります人件費、給料、職員手当等及び共済費の増額でございます。

以上で大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第5号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、大多喜町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

65ページをお願いいたします。

議案第5号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、給与改定に伴う職員人件費の増による補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,981万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書により説明させていただきますので、70ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額3万4,000円の増額でございます。これは地域支援事業費の増に伴う国の法定負担分の増額でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額1万7,000円の増額でございます。これにつきましては、地域支援事業の増に伴う県の法定負担分の増でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、補正額1万7,000円の増額。これにつきましては、地域支援事業費

の増に伴う町法定負担分の増でございます。節4職員給与費等繰入金、補正額34万円の増額でございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額1万8,000円の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、72ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料6万9,000円、節3職員手当等22万3,000円、節4共済費4万8,000円は、給与改定に伴う増額でございます。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的支援事業、節2給料3万6,000円、節3職員手当等2万9,000円、共済費2万1,000円は、給与改定に伴う増額でございます。

以上で平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第6号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(川岸照恭君) それでは、水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

83ページをお開きください。

今回の補正予算の提案理由といたしましては、収益的支出の営業費用及び資本的支出の建設改良費ともに、給与改定による職員の給料、法定福利費の増に伴います水道事業会計の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第6号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)。

総則。第1条、平成26年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額18万8,000円増、計4億8,783万7,000円。第1項営業費用、補正予定額18万8,000円増、計4億4,527万6,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧中1億4,223万2,000円を1億4,225万9,000円に、1億4,217万9,000円を1億4,220万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、補正予定額2万7,000円増、計2億1,662万9,000円。第1項建設改良費、補正予定額2万7,000円増、計1億2,449万1,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第7条中6,161万2,000円を6,182万7,000円に改める。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明させていただきます。86、87ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額18万8,000円増、計4億4,527万6,000円。目1原水及び浄水費、補正予定額3万1,000円増、目2配水及び給水費、補正予定額2万7,000円増、目3総係費、補正予定額13万円増。これは給与改定による職員の給料、法定福利費の増でございます。

90、91ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出の支出ですが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、補正予定額2万7,000円増、計1億2,449万1,000円。目3 配水施設費、補正予定額2万7,000円増。これは給与改定による職員の給料、法定福利費の増でございます。

85、89の補正予算の実施計画書92ページから99ページまでの給与明細書は記載のとおりです。割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第7号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、議案書つづりの101ページをお開きいただきますと思います。

議案第7号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）でございます。

本文に入る前に提案理由をご説明いたします。

人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。第1条、平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額202万5,000円の増、計3億686万5,000円。科目、第1項営業費用、補正予定額202万5,000円の増、計2億9,394万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第3条、予算第7条中2億1,955万円を2億2,157万5,000円に改める。

詳細につきましては積算基礎資料によりご説明いたしますので、104、105ページをお開きください。

収益的収入及び支出、支出でございます。第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額202万5,000円の増額。内訳といたしましては、第2節給料が68万2,000円の増、第3節手当が134万3,000円の増でございます。いずれも給与改定に伴う増額補正でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

106ページから113ページまでの給与費明細書につきましては記載のとおりですので、省略させていただきます。

以上で大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 104ページ、105ページの支出のところですけども、給与改定があったときには、一般の職員の場合だったら共済費、企業会計だったら法定福利費になるのでしょうか。大体増減があると思うんですけども、老人ホーム会計については、今回法定福利費の増減がないんですけども、これはどういう理由からでしょうか。

○議長（小高芳一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 職員の給与改定については、総務課のほうから資料をいただいております。その関係で、今回給料と手当の補正増ということだと認識しております。

それと、当初予算のほうで30名分を当初予算してしまして、実際に29名ということは、その辺の差のこともあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） よくわからないんですけども、ほかの会計報告ではわずかでも共済費、厚生福利関係の計算がやられているんですが、動いたことに対して、やっぱり共済費も動くと思うので、どうしてでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確定的なことではございませんが、現予算で法定福利費のほうは足りる見込みがあるということではないかなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

念のため申し上げます。

12月31日までは休会となっておりますが、12月は定例会でありますので、本会議を再開する予定です。日程につきましては、さきにお知らせしたとおりであります。

ご苦労さまでした。

本日はこれをもって散会とします。

(午前11時26分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 1月29日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 江 澤 勝 美